

小牧市鳥獣被害防止対策協議会狩猟免許取得支援補助金交付要綱

〔令和4年3月1日〕  
〔3小鳥協第56号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、狩猟免許の取得等の促進を図り、もって地域の有害鳥獣捕獲活動の担い手を確保し、農作物被害の防除に資することを目的として、狩猟免許の取得等に要する経費に対する補助について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「狩猟免許」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法律」という。）第39条第2項に規定する網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、農作物被害の防除のために地域の有害鳥獣の捕獲活動に従事する意思のある者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 狩猟免許を取得している者
- (2) 本市に拠点を置いて活動する猟友会に入会している者
- (3) 市内において農作物被害防除対策のための有害鳥獣捕獲活動に従事することを宣誓している者
- (4) 過去にこの要綱に定める補助金の交付を受けたことがない者
- (5) 小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者
- (6) 条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、

狩猟免許の取得（狩猟免許の有効期間の更新を除く。）に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 狩猟免許申請手数料（顔写真代を除く。）
- (2) 医師の診断書発行手数料
- (3) 狩猟免許試験講習会に係る受講料、テキスト代及び例題集代
- (4) 本市に拠点を置いて活動する猟友会の入会金（年会費を除く。）
- (5) 狩猟者登録手数料（狩猟免許を取得した年度の登録手数料のみ対象。狩猟税、保険料を除く。）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、限度額を20,000円とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、狩猟免許取得支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、狩猟免許を取得した日から起算して6月を経過する日までに小牧市鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 狩猟免状の写し
- (3) その他協議会が必要と認める書類

2 協議会は、前項の交付申請を先着順に受け付けるものとし、申請額の合計が当該年度の予算の範囲を超えるときは、受付を停止するものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 協議会は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、狩猟免許取得支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 協議会は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条第1項の通知を受けた申請者は、当該通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに申請を取り下げることができる。

2 交付申請の取下げがあったときは、当該交付申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の請求及び交付)

第9条 第7条第1項の通知を受けた者は、補助金の請求をしようとするときは、通知を受け取った日から起算して15日以内に狩猟免許取得支援補助金交付請求書(様式第3号)を協議会に提出しなければならない。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から30日以内に交付するものとする。

(交付決定の取消し又は返還)

第10条 協議会は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) この要綱又は補助金の交付決定をするときに付した条件若しくは協議会の指示に違反したとき

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき

(3) 補助金の交付を受けた狩猟免許の取得後初めての有効期間が満了する日までの期間において、次のいずれかに該当した場合

ア 特段の事情がある場合を除き、有害鳥獣捕獲活動に従事しないとき

イ 特段の事情がある場合を除き、本市に拠点を置いて活動する猟友会の会員資格を喪失したとき

ウ 法律の規定による禁止若しくは制限に違反し、罰金以上の刑に処されたとき

(4) その他協議会が補助金の交付を不相当と認めたとき

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。